

医療法人は、 病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます！

医療法人は、

これまでの事業報告書等とは別に、

令和5年8月以降に決算期を迎える法人から

毎年、会計年度終了後、原則、3ヶ月以内（※）に

病院・診療所ごとの経営情報を都道府県へ報告することになります。

（※）医療法第51条第2項に該当する大規模な医療法人は4ヶ月以内

報告方法は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）で報告できます。

その他、都道府県の担当者への郵送でも報告できます。

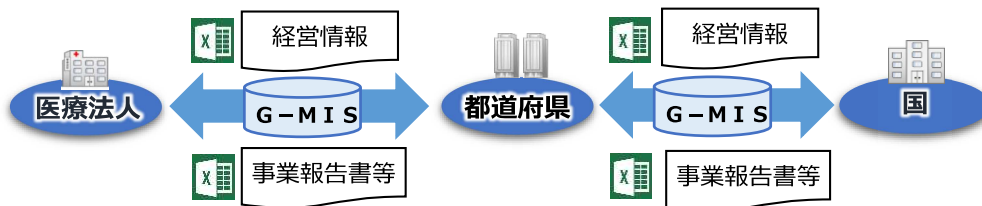
これまでの事業報告書等もG-MISで届出できます。

経営情報は、国の管理下でデータベース化し、医療政策等に活用します。

その他、分析結果は、国民への医療政策の理解のため情報提供を行います。

ただし、報告いただいた個別の医療機関の情報は公表いたしません。

これからは経営情報の報告も必要（イメージ）



- ✓ G-MISから入手した報告様式をアップロード
- ✓ 誤記等があれば都道府県からメールで通知
- ✓ 国で医療提供体制への政策の検討等に活用

経営状況に関する情報

経営状況に関する情報（病院）

医療法人整理番号		法人番号		病院・外来管理番号		医療機関コード	
法人名	病院所在地	都道府県	市区町村	役員数(人)	職員数(人)	二次医療圏	
期間（自）				至			
消費税の課税方式							
科	目	金額					
31	医療収益	0					
31-01	入院診療収益						
31-01-1	保険診療収益（患者負担含む）						
31-01-2	公費等診療収益						
31-01-3	その他の診療収益						
31-02	外来診療収益						
31-02-1	保険診療収益（患者負担含む）						
31-02-2	公費等診療収益						

職種別給与に関する情報

職種別給与と総額及びその人数に関する情報（病院）

医療法人整理番号		法人番号		病院・外来管理番号		医療機関コード		様式1
法人名	病院所在地	都道府県	市区町村	役員数(人)	職員数(人)	二次医療圏		
期間（自）				至				
「病体機能報告」報告の有無								
職 種	①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合		②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合		単位：円			
	給与総額	人数(人)	給与総額	人数(人)	給与総額		人数(人)	
医師	給料	賞与	給料	賞与	給料		賞与	
歯科								
歯科医師								
その他								

具体的な手続きは、厚生労働省HPをご確認ください。



経営情報の報告について



G-MISでの報告方法について